

第247回長崎県私立学校審議会会議結果

1. 日 時

平成27年9月30日(金) 10時30分～12時20分

2. 場 所

コンフォートホテル長崎 会議室A

3. 出席者

竹本会長、小田副会長、松永委員、松島委員、中川委員、安部委員、
玉城委員、牧山委員、内橋委員、渡辺委員、山口委員 計11名

4. 議 題

- (1) 「小ヶ倉幼稚園」の収容定員に係る園則変更
- (2) 「こころ未来高等学校(広域通信制)」の設置及び準学校法人第二岩永学園の組織変更
- (3) 「専門学校公務員ゼミナール佐世保校」の設置
- (4) 「こころ医療福祉専門学校壱岐校」の設置(事業計画)
- (5) 「kokoro college Japan(各種学校)」の設置(事業計画)
- (6) 「九州文化学園調理師専修学校」の一般課程の廃止及び専門課程の設置

5. 会議結果

- (1) 「小ヶ倉幼稚園」の収容定員に係る園則変更

〔申請の趣旨〕

子ども・子育て支援新制度における施設型給付費の適正な給付のためには、利用定員と認可定員は原則として一致することとされていることから、近年の園児数の状況及び今後の見込を踏まえ収容定員を50名に変更するもの。

変更の時期：平成28年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

- (2) 「こころ未来高等学校(広域通信制)」の設置及び準学校法人第二岩永学園の組織変更

〔申請の趣旨〕

現在、他県の広域通信制高等学校の技能教育施設等として、全日制・定時制高等学校に合わなかった生徒や、不登校等により中途退学した生徒を受入れ、高校卒業資格の取得に協力している。年々受入れ生徒数が増加する中、保護者等からの教育機関として更なる充実を求める声の高まりに応えるとともに、県内外で、同様の問題を抱える他の生徒・保護者のために、こころ未来高等学校を設立し、人間教育を重視した豊かな教養と品性を兼備した実践力に富んだ人材の育成を目指すもの。

また、申請者は専修学校のみを設置を目的とする準学校法人であるが、今回の申請によって、専修学校と併せて学校教育法第1条に規定する学校も設置することになるため、寄附行為を変更し準学校法人から学校法人に組織変更をするもの。

学校設置の時期：平成28年4月1日

組織変更の時期：平成28年4月1日

〔審議結果〕収支計画の精査を条件に承認された。

(3) 「公務員ゼミナール佐世保校」の設置

〔申請の趣旨〕

平成2年の開設以来、毎年多数の公務員志望者を受入れるとともに、多くの優秀な人材を公務員として輩出しているが、長期的に経営していくために、専修学校として認可申請を行うもの。

設置の時期：平成27年11月1日

〔審議結果〕原案どおり承認された。

(4) 「ここ医療福祉専門学校壱岐校」の設置（事業計画）

〔事業計画の趣旨〕

申請者を母体とする社会福祉法人が市から特別養護老人ホームを移譲されることを契機として、介護福祉士養成のために新たに専修学校を設置するもの。

設置の時期：平成29年4月1日

〔審議結果〕事業計画は、適当として承認された。

(5) 「kokoro college Japan（各種学校）」の設置（事業計画）

〔事業計画の趣旨〕

事業計画者は、今後の日本の労働不足への対策として求められる外国人の資格取得のため、その前段となる日本語教育に力を入れており、島原市の介護事業所からの要望や市の理解があったことから、日本語教育のための各種学校を設置するもの。

設置の時期：平成28年10月1日

〔審議結果〕事業計画は、適当として承認された。

(6) 「九州文化学園調理師専修学校」の一般課程の廃止及び専門課程の設置

〔申請の趣旨〕

即戦力となる調理師としての技術の習得及び十分な就職指導を可能とするために、一般課程を廃止し、修業期間2年の専門課程を設置しようとするもの。

一般課程廃止の時期：平成28年3月31日

専門課程設置の時期：平成28年4月1日

〔審議結果〕原案どおり承認された。